同法第四十六条の三第一項」と、同法第三百二十五条の五第一項中「第二百九十九条第三項（第三百二十五条において準用する場合を含む。）」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第二項」と、同条第二項中「取締役」とあるのは「総会招集者」と、「第二百九十九条第一項」とあるのは「農林中央金庫法第四十六条の三第一項」と、「株主（当該株主総会において議決権を行使することができる者を定めるための基準日（第百二十四条第一項に規定する基準日をいう。）を定めた場合にあっては、当該基準日までに書面交付請求をした者に限る。）」とあるのは「会員」と読み替えるものとする。

第四十七条第三項中「前条第一項」を「第四十六条の三第一項」に改める。

第九十五条中「第十一項まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第百条第一項第十三号の次に次の一号を加える。

十三の二　第三十条第四項（第九十五条において準用する場合を含む。）又は第三十四条の二第四項の規定に違反して、経営管理委員会に報告せず、又は虚偽の報告をしたとき。

第百条第一項第十六号の次に次の一号を加える。

十六の二　第四十六条の四において読み替えて準用する会社法第三百二十五条の三第一項（第四号及び第六号を除く。）の規定に違反して、電子提供措置をとらなかったとき。

（農林中央金庫法の一部改正に伴う経過措置）

第九十一条　この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の農林中央金庫法第十一条第七項において準用する旧会社法第三百十条第七項、第三百十一条第四項又は第三百十二条第五項の請求については、なお従前の例による。

2　前条の規定による改正後の農林中央金庫法（次項において「新農林中央金庫法」という。）第三十四条の二の規定は、この法律の施行後に締結された補償契約（同条第一項に規定する補償契約をいう。）について適用する。

3　この法律の施行前に農林中央金庫と保険者との間で締結された保険契約のうち役員等（農林中央金庫法第三十四条第一項に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものについては、新農林中央金庫法第三十四条の三の規定は、適用しない。

（株式会社農林漁業成長産業化支援機構法の一部改正）

第九十二条　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第四十八条第一号中「株式交換」の下に「若しくは株式交付」を加える。

第九章　経済産業省関係

（中小企業等協同組合法の一部改正）

第九十三条　中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第百八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二節　組合及び中央会の登記」を「第二節　主たる事務所の所在地における登記（第八十四条―第九十二条）」に、「第一款　主たる事務所の所在地における登記（第八十四条―第九十二条）」を「第一款　主たる事務所の所在地における登記（第八十四条―第九十二条）」に、「第二款　従たる事務所の所在地における登記（第九十三条―第九十五条）」を「第二款　従たる事務所の所在地における登記（第九十三条―第九十五条）」に改める。

第三十六条の三第三項中「第三百六十一条第一項」の下に「（第三号から第五号までを除く。）」を加える。

第三十八条の四の次に次の二条を加える。

（補償契約）

第三十八条の五　組合が、役員に対して次に掲げる費用等の全部又は一部を当該組合が補償することを約する契約（以下この条において「補償契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

一　当該役員が、その職務の執行に関し、法令の規定に違反したことが疑われ、又は責任の追及に係る請求を受けたことに対処するために支出する費用

二　当該役員が、その職務の執行に関し、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合における次に掲げる損失

イ　当該損害を当該役員が賠償することにより生ずる損失

ロ　当該損害の賠償に関する紛争について当事者間に和解が成立したときは、当該役員が当該和解に基づく金銭を支払うことにより生ずる損失

2　組合は、補償契約を締結している場合であっても、当該補償契約に基づき、次に掲げる費用等を補償することができない。

一　前項第一号に掲げる費用のうち通常要する費用の額を超える部分

二　当該組合が前項第二号の損害を賠償するとすれば当該役員が当該組合に対して第三十八条の二第一項の責任を負う場合には、同号に掲げる損失のうち当該責任に係る部分

三　役員がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があったことにより前項第二号の責任を負う場合には、同号に掲げる損失の全部

3　補償契約に基づき第一項第一号に掲げる費用を補償した組合が、当該役員が自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は当該組合に損害を加える目的で同号の職務を執行したことを知ったときは、当該役員に対し、補償した金額に相当する金銭を返還することを請求することができる。

4　補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事は、遅滞なく、当該補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

5　第三十八条第一項及び第三項並びに第三十八条の二第二項及び第三項の規定は、組合と理事との間の補償契約については、適用しない。

6　民法第百八条の規定は、第一項の決議によってその内容が定められた前項の補償契約の締結については、適用しない。

（役員のために締結される保険契約）

第三十八条の六　組合が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、役員を被保険者とするもの（当該保険契約を締結することにより被保険者である役員の職務の執行の適正性が著しく損なわれるおそれがないものとして主務省令で定めるものを除く。第三項ただし書において「役員賠償責任保険契約」という。）の内容の決定をするには、理事会の決議によらなければならない。

2　第三十八条第一項及び第三項並びに第三十八条の二第二項及び第三項の規定は、組合が保険者との間で締結する保険契約のうち役員がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が塡補することを約するものであって、理事を被保険者とするものの締結については、適用しない。

3　民法第百八条の規定は、前項の保険契約の締結については、適用しない。ただし、当該保険契約が役員賠償責任保険契約である場合には、第一項の決議によってその内容が定められたときに限る。

第三十九条中「まで」の下に「、第八百四十九条の二第二号及び第三号」を加える。

第四十条の二第四項中「まで」の下に「、第三十八条の五第一項から第三項まで及び第三十八条の六第一項」を、「役員又は会計監査人」と」の下に「、第三十八条の六第一項中「役員が」とあるのは「会計監査人が」と、「役員を」とあるのは「会計監査人を」と、「役員の」とあるのは「会計監査人の」と」を加える。